

[埼玉県ふるさと認証食品]

果実飲料等の認証基準

第1条 適用の範囲

この基準は、埼玉県内で生産された果実及び野菜を使用して製造された果実飲料（濃縮果汁、果実ジュース、果実ミックスジュース、果粒入り果実ジュース、果実・野菜ミックスジュース、果汁入り飲料）及びトマトジュースに適用する。

第2条 定義

果実飲料の日本農林規格（平成10年農林水産省告示第1075号）」第2条のとおりとする。

ただしトマトジュースは、トマト加工品の日本農林規格（昭和54年10月11日農林水産省告示第1419号）第2条のとおりとする。

第3条 品質及び品質表示

果実飲料の品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区分		基準
性状	果実飲料	日本農林規格（平成10年農林水産省告示第1075号）第3条（濃縮オレンジの規格）から第24条（果汁入り飲料の規格）に適合していること。
	トマトジュース	トマト加工品の日本農林規格（昭和54年10月11日農林水産省告示第1419号）第3条（トマトジュースの規格）に適合していること。
無塩可溶性 固形分		トマト加工品の日本農林規格（昭和54年10月11日農林水産省告示第1419号）に適合していること。
原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 埼玉県産の果実 2 埼玉県産の野菜 3 調味料
	食品添加物	酸化防止剤以外は使用していないこと。
異物		混入していないこと。
内容量		表示内容に適合していること。

表示	表示事項及び表示禁止事項	「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」、及び「果実飲料等の表示に関する公正競争規約（昭和46年公正取引委員会告示第11号）」に従うこと。また、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）や健康増進法（平成14年法律第103号）等の関連法令を遵守すること。
示	特別表示事項	認証品については、一括表示欄外に「埼玉県産○○（使用果実及び野菜）100%使用」等と記載することができる。

第4条 製造管理

- (1) 製造に当たっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生法施行条例（平成12年埼玉県条例第22号）の遵守に努め、衛生に十分注意し、製造工程ごとに適正な管理を行うこと。
- (2) 食品衛生法施行条例で定める食品衛生責任者が1人以上いること。

第5条 認証方法

認証のための審査は、埼玉県ふるさと認証食品認証要綱に基づき行う。

第6条 技術指導等

認証を受けた製造事業所は、国、県関係機関が実施する製造技術、品質管理、衛生等に関する指導を積極的に受けるように努めること。

附 則

この基準は平成20年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から適用する。